

新規事業評価調書

【急傾斜地崩壊対策事業】

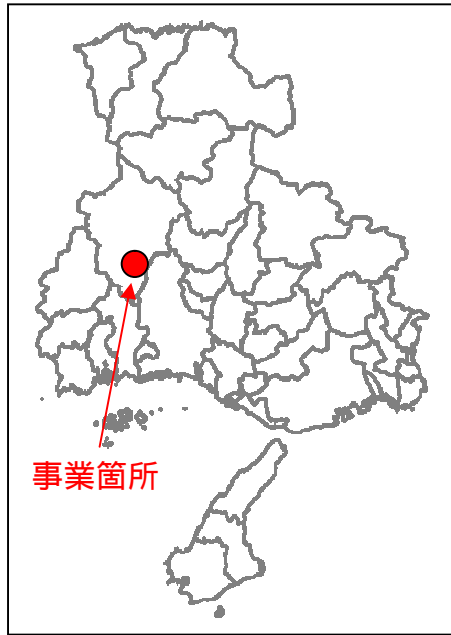
三津地区

県土整備部
土木局 砂防課

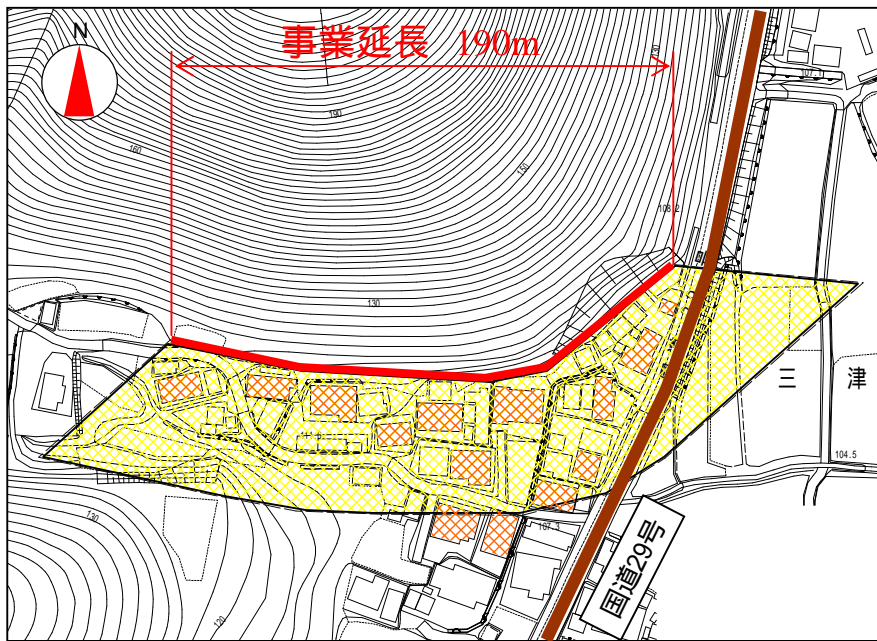
投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 市川 和幸 (防災係長 木本 和彦)	内線	4459 (4467)
------	-----------------	---------------------	----------------------------	----	----------------

事業 種目	急傾斜地崩壊 対策事業	事業名	事業区間	総事業費	1.1億円
		急傾斜地崩壊対策 みっづ 三津地区	宍粟市 山崎町 ^{みっづ} 三津	内用地 補償費	-
所在地			着手予定年度	完了予定年度	
宍粟市山崎町三津			平成26年度	平成28年度	
事業目的			事業内容		
<p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊危険箇所となっており、斜面の下部には人家13戸、国道29号、市道などがある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p>			<p>急傾斜地崩壊対策事業 擁壁工 190m 高さ3.0m～6.0m [負担割合] 国・県：各47.5% 地 元： 5.0%</p>		
評価視点		評価結果の説明			
(1)必要性		三津地区の急傾斜地崩壊危険箇所（道の駅山崎から北へ約1.5km）斜面は荒廃しており、崩壊箇所も認められ、危険な状態である。がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。			
(2)有効性・効率性		警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。			
[事業執行環境]		事業の趣旨について十分な理解を得られることから工事着手が見込め、円滑な事業の執行が可能である。			
(3)環境適合性		斜面の改変を最小限にとどめ、既存木を可能な限り残し、周辺環境との調和に努める。			
(4)優先性		保全対象には、人家13戸、国道29号、市道などがあり、斜面が荒廃している。そのため、地元要望も強く、協力体制も見込めることから、早期事業着手を図る。			



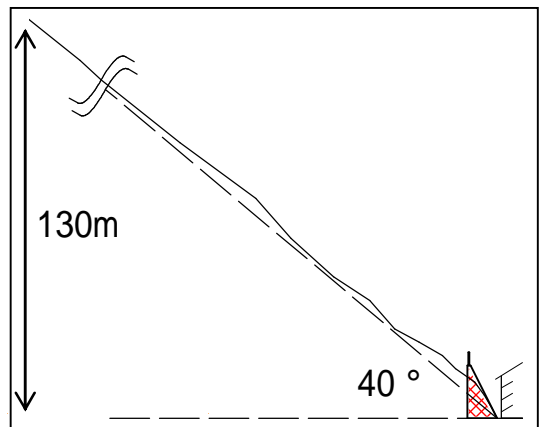
位置図
1:45,000



凡例	
	事業実施箇所
	被害想定区域
	保全人家等



横断面図



箇所名	三津地区
-----	------